

新エネルギー等の利用促進に向けた支援の拡充及び 研究開発促進施策の充実について

北海道・北東北地域は、積雪寒冷であることから、全国に比べて、エネルギーの石油依存度が高く、一人あたりの二酸化炭素排出量も多くなっている。

一方、京都議定書において、わが国に課せられた温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組の一環として、速やかに、新エネルギー等の利用を促進することが必要とされている。

このため、太陽光や風力、雪氷、バイオマス、燃料電池など、地域の特性に応じた新エネルギー等について、国に対してその利用の拡大促進に向けた支援の拡充、事業の採算性の確保のための仕組みの構築及び研究開発促進施策の充実を求める。

平成20年8月29日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城

森林吸収源対策の着実な推進について

森林は、国土の保全や水資源のかん養、生物多様性の確保などに大きな役割を果たしており、特に最近では、喫緊の課題となっている地球温暖化の防止に向け、森林が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に対して高い期待が寄せられている。

森林が、二酸化炭素の吸収・固定機能を十分に発揮していくためには、森林を健全な姿で整備・保全していくことが必要であり、広大で豊かな森林を有する北海道・北東北三県はこれまで、間伐をはじめとする森林の整備に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、林業経営が木材価格の長期にわたる低迷や最近の原油高等により依然として厳しい環境に置かれる中で、個々の森林所有者の経費負担が伴う現行制度での森林整備の継続は困難な状況となっている。

また、北海道・北東北の各道県においても、財政状況が厳しいことから現行制度での地方負担への対応に苦慮しているところである。

一方、森林整備による地球温暖化防止対策は、我が国が国際的に約束した京都議定書の目標達成に向け、国の責務として取り組むべき重要な課題であり、着実な推進を図ることが求められている。

このため、北海道・北東北三県は、国に対し、森林所有者及び道県の負担軽減に向けて国の負担割合を大幅に引き上げるなど、森林吸収源対策の推進を図るための思い切った対策を打ち出すよう、強く求めるものである。

平成20年8月29日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城

原油及び原材料高騰対策の充実・強化について

現在、原油及び原材料価格が過去に例をみない水準にまで高騰しており、特に積雪寒冷の厳しい気象条件にある北海道・北東北地域においては、このことが住民生活や産業活動をはじめ観光面においても重大な影響を及ぼしていることから、国に対してこれらの影響ができる限り緩和されるよう、緊急に、具体的かつ実効性のある対策を講じることを強く求める。

- 1 原油や原材料の価格高騰を原因とする灯油、ガソリン、食料品、日用品、産業用資材・油種（軽油、重油など）等の価格高騰が進んでおり、住民や産業活動への負担増が深刻化している現状を踏まえ、原油等価格高騰に対する国際的な協調体制の推進などを含む抜本的な価格安定対策及び安定供給対策を早急に講じること。

また、原油高による運輸コストの増加や観光面での影響を踏まえ、高速道路料金の引下げを含む各種支援策を早急に講じること。

- 2 原油や原材料価格の高騰は、中小企業においてはコスト上昇を販売価格に転嫁するのが難しく、その経営を一層厳しくしていることから、運転資金需要に対応する政府系金融機関のセーフティネット貸付の利用要件の緩和や貸付金利の引き下げなど、中小企業の経営安定のための支援措置を講じること。

- 3 燃油価格等に左右されない安定的な農林漁業経営の実現に向け、省エネルギー化技術、木質バイオマス等の新たなエネルギー利用技術及び肥料等生産資材のコスト低減技術等の開発・普及や、関連する施設・機器等の導入を促進するとともに、農林漁業経営への影響を最小限とするための緊急的な対策を講じること。

特に、漁業において、今般創設された省燃油操業実証事業は全国の要望も多いことなどから、十分な予算の確保を図ること。

4 積雪寒冷地である北海道・北東北地域においては、燃料費の増嵩による福祉灯油事業など地方公共団体の自主的な取組に対する経費や公共施設等の燃料費増嵩に対する経費は、地方公共団体の厳しい財政をさらに圧迫するものであることから、これらの負担軽減のため、所要の財政措置を講じること。

また、鋼材等原材料価格の高騰により校舎等の新築・改築等に要する経費が増大することから、自治体の追加支出を抑制するため、実情にあった国庫補助単価の引き上げを図ること。

平成20年8月29日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城

医師確保対策の推進について

北海道・北東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊・先駆的医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積している。

こうした中、国においては、平成18年8月に策定した「新医師確保総合対策」等に基づき、医師確保に関する種々の施策を講じているところであり、平成19年5月31日には、政府・与党による「緊急医師確保対策について」が打ち出され、さらには今年6月27日の閣議決定（経済財政改革の基本方針2008）において、これまでの医学部定員の削減方針（平成9年閣議決定）が転換されたところである。

これらを踏まえ、地域医療の確保に当たっては、国の責務としてより実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

- 1 地域の医師不足を解消するため、今年6月27日の閣議決定（経済財政改革の基本方針2008）により、平成9年に閣議決定された医学部定員の削減方針が転換され、「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する」という基本方針が打ち出されたが、恒常的に地域や診療科における医師の需給を客観的に評価し、地域において必要な医師数を確保できるよう、実効性のある具体策を講じること。
- 2 医師不足が特に深刻な小児科・産科・麻酔科・精神科等特定診療科の医師を養成・確保するため、実効性のある対策を早急に講じること。また、産科医療補償制度について早期に制度を創設するとともに、他の診療科への拡大についても検討すること。
- 3 国が実施する緊急臨時的医師派遣について、地域の実情を踏まえ、派遣期間や費用負担を見直すなど、実効性のある運用を図ること。
- 4 大学医学部における養成数増に伴う施設整備等や指導教員の増加に対する支援措置を講じるとともに、各対策の終了後も、地域

において必要な医師を養成する観点から、大学医学部の定員確保について必要な措置を講じること。

- 5 医学部入学定員増に係る修学資金制度について、道県に対する財政措置を拡充するとともに、道県が実施している医師確保への取組への財政的な支援を強化すること。
- 6 卒後臨床研修制度の導入による影響をさらに検証したうえで、へき地医療や医師不足地域に配慮し、臨床研修病院の定員や研修のあり方など、都市部への研修医の集中が確実に是正されるよう、制度の見直しをより一層推進すること。
- 7 病院・診療所の管理者となる要件にへき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するなど、地域において特に必要性の高い分野における勤務の義務化に向けた方策を実施すること。
- 8 病院勤務医の離職防止を図り地域の医療を確保するため、病院に重点的に配分された平成20年度診療報酬改定の効果を検証し、更なる病院勤務医の勤務環境改善に反映すること。
- 9 自治体病院勤務医の負担軽減を図るため、医師以外のコメディカルによる実施可能な医療行為の業務範囲の明確化について検討を進めること。
- 10 女性医師の就業実態に合わせた就業環境整備の促進を支援するなど地域における医師確保に実効性のある対策を拡充すること。
- 11 即効性のある医師確保対策として、日本の医師と同等の医療技術をもった外国人医師を医師不足地域で活用できるよう、構造改革特区の創設や規制緩和を検討、実施すること。

平成20年8月29日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城